

## 令和3年度 沖縄県相談支援従事者現任研修 募集要項

令和2年度より相談支援専門員研修体系の見直しがあります。  
厚生労働省の「相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修制度の見直し」の資料を  
確認の上、お申込みください。

新型コロナウイルス感染拡大防止の為、研修が全てオンラインになります。

下記事項をご了承のうえ、お申込みください。

●講義をオンライン〈e-ラーニング使用予定〉での受講

→受講後に課題を郵送にて提出していただきます。

●演習をオンライン（zoom）で開催

※演習は zoom のシステムを利用し、オンラインで行います。メールの送受信をご本人が可能な方、かつカメラ・マイク付属のパソコン（スマートフォン、タブレット不可）の環境がある方のお申込みに限ります。基本的なパソコン操作等含め、必ず受講者ご本人が把握し、研修を受講できる準備が必要になります。

●新カリキュラム移行により、3日→4日課程に増日し、現場実習（インターバル）があります。

※インターバルは研修日数には含まれません。

●申し込み方法が今年度より変更になっています。

1、基本情報の申し込み（インターネット上で行ってください）

2、申込書を事務局まで期限内に郵送してください。（※詳細は要項7を参照してください）

### 1 研修目的

ケアマネジメントの基本姿勢、及び地域の障害者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要な保健、医療、福祉、就労、教育などのサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術を習得することにより、相談支援に従事する者の資質の向上を図ることを目的とします。

### 2 主催

特定非営利活動法人 おきなわ障がい者相談支援ネットワーク

※沖縄県から研修事業者として指定を受け研修を実施します。

### 3 受講対象者

以下の①②の要件を満たす者

- ① 厚生労働省が定める相談支援従事者初任者研修※<sub>1</sub>を修了済
- ② 指定相談支援事業所等において相談支援業務に従事しており、「一定の経験」※<sub>2</sub>を有する者

※<sub>2</sub>「一定の経験」とは…

初回の現任研修では、過去5年間に2年以上の相談支援の実務経験があること

2回目以降の現任研修では、過去5年間に2年以上の相談支援の実務経験があること又は、現に相談支援業務に従事していること

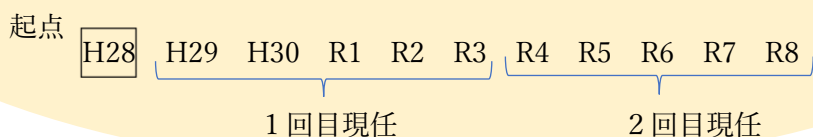
ただし、旧カリキュラム受講者については、初回受講時については上記の要件を求めません。

↑令和2年4月1日前5年間において、初任者研修・現任研修・主任相談支援専門員研修を受講した者

#### 注 意 事 項

相談支援専門員の資格は更新制です。資格の継続には初任者研修修了後、5年ごとに現任研修を修了する必要があります。よって、**平成28年度に初任者研修を修了した方は、令和3年度に現任研修を修了**しなければ資格を失効し、再度初任者研修を受講することになります。

(例) 平成28年度に初任者研修を受講した場合



#### <臨時的な取り扱い>

令和2年度の現任研修中止にともない、令和2年度末までに現任研修を修了しなければならなかった方については今回の現任研修を受講する必要があります。

※<sub>1</sub> 相談支援従事者初任者研修とは、相談支援専門員を目指す5日課程を受講した者（令和2年度からは7日課程へ変更）のことを指します。

（サービス管理責任者・児童発達管理責任者対象の2日間の共通講義のみは対象外）

- 1 法人から複数名申込をする場合には優先順位をつけていただきます。
- 法人推薦が原則ですので、できるだけ法人推薦でお申込み下さい。
- 沖縄県内の事業所に所属する申込者を優先します。

#### 4 研修日程

※テキストの購入が必須になります。(障害者相談支援従事者研修テキスト 現任研修編 2,800 円 (税込み))

	日 程	備 考
1 日 (講 義)	オンライン<e ラーニング>での受講 (令和3年9月23日(木)～10月15日(金) 配信) ※受講後課題を同封の返信用封筒にて提出してください。 <u>提出期限 10月16日(土) 消印有効</u>	テキストを購入ご準備ください。オンライン(eラーニング)の詳細はメールにて URL、ID、パスワードを送付します。
説明会	オンライン <zoom> の説明会を予定しています。 下記の日時および時間のうち、都合のつくタイミングで入室してください 令和3年10月4日(月) 17:00～18:00 令和3年10月5日(火) 17:00～18:00	zoom の事前練習を行います。操作等の確認や研修に関する事前説明があります。
2 日 (演 習)	オンライン<z o o m>での受講 【A日程の方】 令和3年10月28日(木) 開始 9:30～終了 17:00 【B日程の方】 令和3年10月29日(金) 開始 9:30～終了 17:00 【C日程の方】 令和3年10月30日(土) 開始 9:30～終了 17:00	① 演習もオンライン (zoom) で行います。 <u>メールの送受信が可能かつカメラ・マイク付属のパソコン(スマートフォン、タブレット不可)の環境が必要です。</u> ② 研修では演習資料をメールで送る為、PowerPoint、PDF が印刷確認できるパソコンを使用してください。
～ インターバル 課題実習～ ※11月1日(月)～30日(火) (研修の日数には含まれません) 詳細については演習当日にご説明いたします。 <u>インターバル課題提出期限 12月1日(水)</u>		
3日目 ～4日目 (演 習)	オンライン<z o o m>での受講 【A日程の方】 令和3年12月13日(月)～12月14日(火) 開始 9:30～終了 17:00 【B日程の方】 令和3年12月16日(木)～12月17日(金) 開始 9:30～終了 17:00 【C日程の方】 令和3年12月18日(土)～12月19日(日) 開始 9:30～終了 17:00	

※A・B・C日程ともに同じ内容です。演習の日程は、決定通知書に記載します。決定した演習日の変更は受け付けませんのでご了承ください。

## 5 募集定員

200名程度 ※受講申込者多数の場合は、県と協議の上、選考を行うことがあります。

## 6 受講料

受講決定通知後、下記の受講料をお支払いいただきます

受講料： 28,000円

## 7 受講申込方法

### (1) 申込先

・2021年8月4日(水)～申込を開始します。

1、おきなわ障がい者相談支援ネットワークのホームページにアクセスし、基本情報の申込を行ってください。

2、おきなわ障がい者相談支援ネットワークのホームページより申込書をダウンロードし、必要事項を記入の上(裏表有)、過去の研修修了証書のコピーを添付し期限内に事務局に郵送してください。

※必ずコピーをとって保管してください。特段の事情がない限り申込書の返却はいたしません。

※記入漏れや書類不備の場合は申し込み受けしかねます。

以下のホームページから電子申請によりお申込みください。

特定非営利活動法人 おきなわ障がい者相談支援ネットワーク URL：<https://www.osn.okinawa/>

インターネット申込期限 令和3年8月20日(金)午後3:00 期限厳守

申込書〆切 令和3年8月20日(金)消印有効

### (2) お問い合わせ先

〒901-2316 沖縄県北中城村字安谷屋1147番地 3階

特定非営利活動法人 おきなわ障がい者相談支援ネットワーク

TEL：098-988-7312 FAX：098-988-7313

メール：kenshu-osn@titan.ocn.ne.jp

## 8 受講者の決定

選考の上、研修実施者の特定非営利活動法人 おきなわ障がい者相談支援ネットワークより文面での受講可否の通知を8月30日以降に発送を行う予定です。9月上旬までに受講可否通知が届かなければ、おきなわ障がい者相談支援ネットワークまでご連絡ください。

※なお、申込内容を虚偽申告したとみなされる場合、決定を取り消す可能性があります。

申込の際は正確な情報の入力を行ってください。

オンライン研修によりご本人ではないと判断された場合も受講不可となります。

## 9 修了証書の授与

研修を修了し、課題を提出した者に修了証書を交付します。

締切日までに、**課題の提出がなかった場合は修了書を発行できません。**

\*課題については、決定通知書にて詳細をお伝えしますので、ご確認ください。

## 10 実習について

新カリキュラム開始に伴い、相談援助に関する実習があります。

受講者は勤務地にある一般相談支援事業所もしくは基幹相談支援センターへの実習を行ってください。

(詳細につきましては演習当日にご説明いたします)

## 11 個人情報の取り扱いについて

受講希望者に係る個人情報については、本研修の実施に必要な連絡・名簿等作成や市町村における相談支援の体制整備の推薦及びインターバル受け入れ等に関する情報提供のために使用し、それ以外の目的には使用しません。

## 12 研修受講時の留意事項

日程については各自、受講決定通知書にて確認してください。本要項の内容・研修の目的を確認してから申込を行ってください。

## 13 研修（演習）当日の留意事項

- (1) 研修期間中（演習）の欠席者および研修開始から30分以上の遅刻者には修了証書は発行できません。その場合でも既に納入頂いた受講料は返還できませんのでご了承ください。
- (2) 研修当日は午前・午後ともに出席を画面上にて確認します。確認が取れない場合、修了証書を発行できない場合がありますのでご注意ください。
- (3) 次に該当する者は受講を取り消しますのでご注意ください。
  - ①研修の秩序を乱してその実施を妨げ、主催者側の注意にも従わない者
  - ②学習意欲が著しく欠け、主催者側の再三の注意にも関わらず改善されない者(例) ア、居眠り・おしゃべりをする  
イ、携帯電話・スマートフォンの使用を続ける  
(演習は、パソコンでの受講をお願いしています)  
ウ、研修中に電話で抜け出す

エ、演習の時間に、その演習に加わろうとしない

オ、やる気がないと公言する

- (4) 災害時等により研修が中止もしくは延期になる場合があります。その場合の対応については沖縄県と協議したうえで受講者にお知らせいたします。

#### 14 その他

相談支援専門員の配置要件、事業者指定など制度に関することは、沖縄県障害福祉課（事業指導支援班 098-866-2190）にお問い合わせください。